

遊佐町環境基本条例に基づく
遊佐町内の岩石採取等に係る
環境保全に関する協定書

平成25年11月29日

岩石採取事業に関する協定書

平成8年度以降、有限会社阿曾石材が胴腹滝周辺環境保全協議会及び東部地区環境保全対策委員会と協定を締結し、臂曲地内で岩石採取事業を実施してきた経緯を尊重し、環境、景観及び地下水源の保全に万全を期するため、川越工業株式会社 代表取締役川越恵次（以下「甲」という。）と遊佐町長 時田博機（以下「乙」という。）とは、山形県庄内総合支庁長 佐藤嘉高を立会人として、甲が下記採取場において実施する岩石採取事業に関し新たな協定を締結する。

（事業の内容）

第1条 この協定は、平成25年7月23日に認可申請した下記の岩石採取計画に適用する。甲は、この協定書の定めるところにより、信義誠実の原則に従い実施するものとする。

- (1) 採取場 遊佐町吉出字臂曲2番351外
- (2) 面積 89,983㎡
- (3) 期間 岩石採取計画認可期間

（事業の実施条件）

第2条 甲は、前条の規定による岩石採取事業（以下「本件事業」という。）を、次の各号に掲げる条件に基づき実施するものとする。

- (1) 採取計画の適正な執行及び当該採取場の岩石採取に関する苦情、問題等の解決のため、地元住民、川越工業株式会社、遊佐町及び山形県による「臂曲岩石採取事業監理委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、協議の上問題解決を図るものとする。
- (2) 乙が実施した鳥海山系における地下水脈等調査の結果については、白井新田簡易水道水源、農業用水（横堰）等への影響について引き続き委員会で協議を行い、甲はその協議の結果を尊重するものとする。
- (3) 前号の委員会での協議結果が得られるまで、甲は標高320mより下の掘削は行わない。

ただし、標高320m以上の岩石採取であっても、白井新田簡易水道水源、農業用水（横堰）等に明らかな影響があったと認められた場合は、甲は直ちに採取を中断し委員会において協議する。

- (4) 乙が第2号の地下水脈等調査の追加調査を行う場合は、甲はその調査に協力するものとする。

（事業施行上の責務）

第3条 甲は、本件事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) ダンプ等の通行により道路を破損した場合は、速やかに修復するほか、ダンプ等の通行にあたっては安全運行マニュアルを作成し、運搬業務に従事する者への教育を徹底するとともに、地区住民、山林所有者の通行に支障のないように十分配慮すること。

また、乙が別途通知した「岩石採取に伴う町道使用承諾」の使用条件を順守すること。

- (2) 採取場内の濁水が場外へ流出し農業用水（横堰）等に濁水が流入しないように、沈砂池の設置、排水施設の浚渫及び雨天時の確認等、対策に万全を期すこと。
また、ダンプの通行による濁水の流出についても対策に万全を期すこと。
- (3) 景観の保全と災害防止を図るため、最終法面を形成しながら掘削し、速やかに

緑化を行うこと。

(4) 掘削及び運搬作業は、原則として、午前7時から午後5時までとし、深夜、早朝の作業は行わないこと。

ただし、これによりがたい場合は、委員会で協議するものとする。

(5) 不法投棄に対し万全の対策を講ずること。

(報告及び調査)

第4条 甲は、本件事業の実施状況について、乙の求めに応じ必要な報告をしなければならない。

2 乙は、甲の立会いのもと採取場に立入り、必要な調査を行うことができる。

(事業の譲渡又は承継)

第5条 甲が第三者に採石業の承継をさせる場合においては、承継を受ける者に対しこの協定を順守させるものとする。

(協定の位置付け)

第6条 甲及び乙は、本協定が山形県岩石採取計画認可事務取扱要領別表第1号に掲げる地元協定書等であることを確認する。

(損害賠償)

第7条 甲が本件事業を行うにつき、故意または過失により、白井新田簡易水道水源、農業用水(横堰)等に損害を与えた場合は、甲は、法律に基づき、損害を受けた者に対し、その損害を賠償する。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲、乙協議するものとする。

附 則

(公有地化の協議)

第1条に規定する採取場を含む甲の所有地について、乙による公有地化に向け別途覚書を締結するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年11月29日

甲 住所 秋田県にかほ市象潟町小砂川字タカコヤ6番地35

氏名 川越工業株式会社

代表取締役 川 越 恵 次 ⑩

乙 住所 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴211番地

氏名 遊佐町長 時 田 博 機 ⑩

立会人 住所 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東19番1号

氏名 山形県庄内総合支庁長

..... 佐 藤 嘉 高 ⑩